

東北

(東北地区公立学校事務長会)

(令和4年6月30日現在)

役職名	氏名	学校名	TEL	〒	学校所在地
会長	中條 英明	宮城県 仙台第一高等学校	022-257-4501	984-8561	仙台市若林区元茶畑4
副会長 (会長代行)	菅野 直樹	福島県立 福島高等学校	024-535-2391	960-8002	福島市森合町5-72
副会長	野代谷 征則	青森県立 青森高等学校	017-742-2411	030-0945	青森市桜川八丁目1-2
副会長	長 岐 亮	秋田県立 秋田高等学校	018-832-7200	010-0851	秋田市手形字中台1
副会長	竹 田 良夫	山形県立 山形東高等学校	023-622-0419	990-8525	山形市緑町1-5-87
監事	渡 部 義秋	福島県立 福島西高等学校	0244-546-3391	960-8163	福島市方木田上原37
監事	齋 藤 仁	宮城県 古川工業高等学校	0229-22-3166	989-6171	大崎市古川北町4-7-1
事務局長	橋 本 光幸	宮城県 水産高等学校	0225-24-0404	989-6171	石巻市宇田川町1-24

東北地区

- 1 名 称 東北地区公立学校事務長会
2 設 立 昭和52年1月27日
3 会 則

東北地区公立学校事務長会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東北地区公立学校事務長会と称し、事務所を会長の所在校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校事務と事務長の職務について、地区会員相互の研修を図り情報の交換を行い、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校の管理運営のための調査・研究に関すること
- (2) 会員の教養と社会的地位の向上に関すること
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと

(会 員)

第4条 本会の会員は、東北地区公立高等学校・特別支援学校の事務長をもって組織する。

第二章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長5名(うち会長代行1名)
監事2名 理事 若干名 事務局長1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長代行の副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 理事は、会務の運営について審議するとともに会員相互の連絡にあたる。
- 5 事務局長は、本会の庶務・会計を処理する。

(役員を選出)

第7条 会長は、宮城県公立学校事務長会の会長がこれにあたる。

- 2 副会長は、宮城県を除く各県事務長会の会長があたる。
- 3 監事は、総会において選出する。
- 4 理事は、各県事務長会の副会長がこれにあたる。
- 5 事務局は宮城県に置き、事務局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 監事をのぞく役員の仕事は、当該年度1年とし、再任を妨げない。

- 2 監事の仕事は、1年とし再任を妨げない。
- 3 欠員補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第三章 機 関

(議決機関)

第9条 本会に、次の議決機関を置く。

総会理事会

2 総会、理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総 会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。

但し、必要があるときは臨時に総会を開くことができる。

- (1) 役員を選任と承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告書の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長をもって構成し、総会に付議する諸案件、その他重要事項について審議する。

2 監事は、必要に応じて理事会に出席するものとする。

第四章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

- (1) 分担金の額は、1県あたり30,000円とする。
- (2) 本会事業のため必要あるときは、理事会の決議を経て臨時に分担金を徴収することができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 補 則

(補 則)

第14条 本会則に規定のない事項については、その都度協議して決める。

付 則

本会則は、昭和52年1月27日から施行する。

昭和52年9月9日 一部改正

昭和55年7月22日 一部改正

昭和61年6月19日 一部改正

平成7年7月22日 一部改正

平成8年6月13日 一部改正

平成10年6月18日 一部改正

平成13年6月13日 一部改正

平成19年6月15日 一部改正

平成26年6月26日 一部改正

令和3年度東北地区公立学校事務長会事業報告

1 東北地区公立学校事務長会各県代表者会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2 第51回東北地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会

期 日 令和3年6月

担当県 山形県

新型コロナウイルスの感染防止のため書面開催

◆総 会

1 令和2年度会務報告について

2 令和2年度決算報告・監査報告について

3 役員改選（案）について

会 長 中條 英明（宮城） 副会長 竹田 良夫（山形） 会長代行

副会長 室井 達雄（福島） 副会長 久慈 康一（青森）

副会長 長岐 亮（秋田）

監 事 長澤 政行（福島） 監 事 熊澤 啓子（宮城）

事務局長 齋藤 仁（宮城）

4 令和3年度事業計画（案）について

5 令和3年度予算（案）について

◆研究協議

次のテーマ2題について情報交換

・部活動に係る引率旅費の公費化の状況について

・勤務時間の記録方法について

3 令和3年度東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会

期 日 令和3年10月

担当県 青森県

新型コロナウイルスの感染防止のため書面開催

内 容 次のテーマ4題について情報交換

・再任用制度について（青森県）

・事務職員の育成方（手）法について（宮城県）

・新任事務長に係る研修について（秋田県）

・光熱費の効率的な執行について（山形県）

令和4年度東北地区公立学校事務長会事業計画

- 会則第3条の目的達成のため、次の事業を行う。
 - 1 全国事務長会の活動に対する協力
 - 2 学校管理にかかる共通事項の調査研究
 - 3 情報交換
 - 4 研究協議会等の開催
 - (1) 東北地区公立学校事務長会理事会（代表者会）
 - (2) 第52回東北地区公立学校事務長研究協議会並びに総会
担当県 福島県
期 日 令和4年6月・7月
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催
 - (3) 東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会
期 日 令和4年11月
担当県 秋田県